

各基幹型臨床研修病院長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

臨床研修を受けている医師による宿泊療養施設での研修について

日頃より、医師臨床研修への御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、基幹型臨床研修病院が、臨床研修を受けている医師（以下「研修医」という。）に臨床研修の一環として宿泊療養施設での健康観察、オンラインによる診察、診断及び処方、緊急時の患者対応等（以下「健康観察等」という。）の業務を経験させる場合の取扱いを下記のとおり整理しましたので送付します。

記

1 研修プログラムにおける対応

- (1) 宿泊療養施設での健康観察等は、内科、地域医療等の必修分野の研修又は保健・医療行政等の選択研修の一環として実施できること。
- (2) 研修医が健康観察等の業務に対応することに伴い、当初予定されていた研修内容を変更する場合でも、上記（1）の研修一環として行う限り、研修プログラムの変更を行う必要はないこと。なお、プログラム責任者は当該研修医が健康観察等の業務に従事した場合でも、健康観察等の業務に対応することに伴って研修内容が変更された研修分野に係る到達目標を達成できるように配慮すること。
- (3) 研修医の健康観察等の業務対応に伴って研修プログラムの変更を行う場合であっても、当該変更は、令和2年4月14日付医政局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院で行う研修プログラム等の取扱いについて」における「やむを得ない場合」に該当するため、本来、当該研修プログラムに基づく臨床研修を行おうとする年度の前年度の4月30日までに研修プログラム変更・新設届出書を知事に届け出なければならないところ、速やかに知事に届け出れば足りるものであること。
- (4) ワクチン接種会場と比較し、宿泊療養施設に配置される上級医の人数が限られることが想定されるため、研修医の健康観察等の業務対応に当たっては、当該研修医の習熟度及び臨床病院としての指導体制、安全確保のための方策等を踏まえ、個別の研修医状況に応じてその実施可否をより慎重に判断すること。
- (5) プログラム責任者は、宿泊療養施設において研修医が担う業務範囲について予め確認し、研修医が行う健康観察等に関する準備及び指導医との連携方法等について、研修医に対して事前に指導すること。

2 指導体制

宿泊療養施設には臨床研修指導医を配置することが望ましいが、これが困難な場合は、オンライン指導等によって指導医と連絡を取れる体制を整備すること。

また、宿泊療養施設での健康観察等の業務終了後、指導医等が研修の評価を行うこと。

なお、宿泊療養施設には可能な限り臨床研修を修了した医師を配置することが望ましい。

3 報酬受領

研修医が臨床研修の一環として健康観察等の業務に従事した際、府（業務委託先を含む。）から当該業務に係る報酬を受領する際は、基幹型臨床研修病院が源泉徴収等を適切に管理した上で、他の医師と同様に当該業務に係る報酬を受領することは差し支えない。

なお、研修の適切な実施という観点からは、研修医が所属する病院の報酬体系に準じ、時間外手当又は特別勤務手当等の形で病院から研修医に支払われることが望ましいこと。

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課

医療人材確保グループ 井口

TEL:06-6944-6692(直通)

FAX:06-6944-8227

E-Mail:ishi-g01@gbox.pref.osaka.lg.jp